

障害福祉サービス事業所等 の関係者の方々へのおねがい

ご案内しておりますが、変更届や体制届等の提出以外のご用件につきましては、事前に担当者とメールや電話により、アポイントをとっていただいたうえで来庁をお願いいたします。

